

<関連施策に係る議論のポイント>

○ 公的関与が必要な関連施策

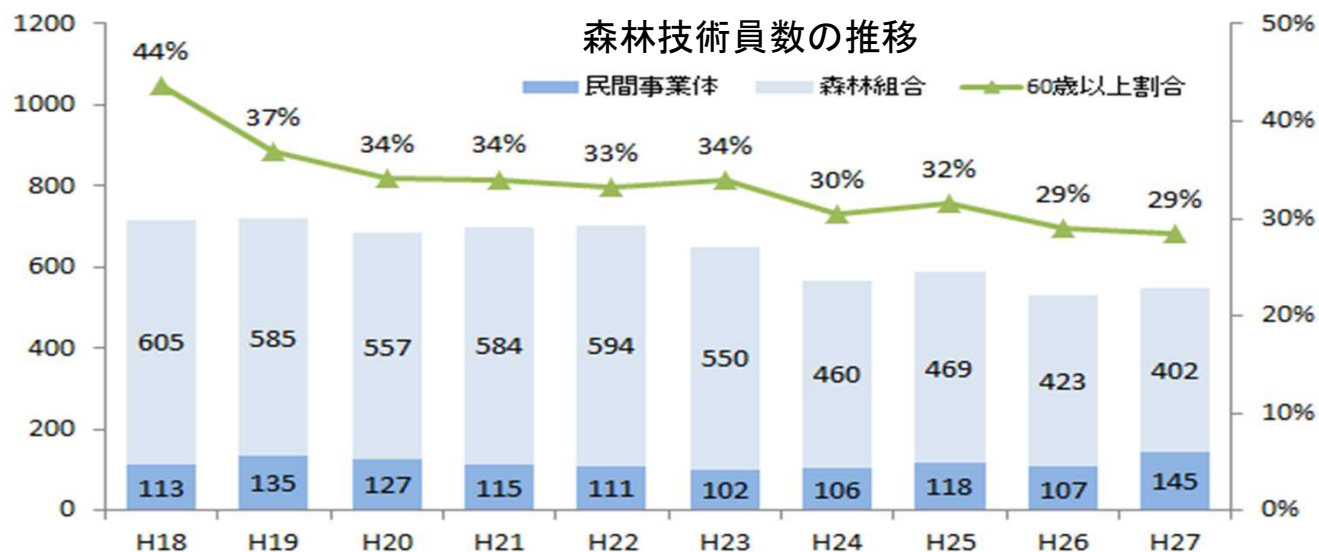
論点 1 人材育成・担い手確保の施策について、どのように考えるか

論点 2 事業体と森林所有者との関係構築について、どのように考えるか

論点 1

人材育成・担い手確保の施策について、どのように考えるか

- 森林整備の担い手である森林技術員数は60歳以上の離職等により長期的に減少
- 今後、木材の生産拡大に向け、技術員の増員や雇用の受け皿となる事業体確保が必要
- 県では、就業環境の改善、新規就業者の確保・育成や他産業からの参入支援等を実施（県の取組）
 - ・ワークシェア等による業務量確保で通年雇用の促進
 - ・体験講習やガイダンスによる就業意欲の喚起
 - ・技術研修等による就業者のレベルアップ
 - ・認定事業体を目指す事業体への知識・技術の習得支援



認定事業体数の推移

	H18	H23	H28	備考
森林組合	25	22	22	合併による減
民間事業体	18	19	25	
計	43	41	47	

※認定事業体：5人以上の林業労働者を雇用し、雇用管理の改善と事業の合理化に取り組む事業体（県認定） 資料：「林政課調べ」

論点 2

事業者と森林所有者との関係構築について、どのように考えるか

- 市町村は、林地台帳の作成、森林経営計画の認定、伐採・造林の届出受理などの役割を担っているが、無関心な所有者や境界不明な森林等への対応が課題

資料：第3回国検討会資料（森林吸収源対策税制に関する検討会）

現行の森林法における民有林に係る国、都道府県及び市町村の役割分担

要確認事項関係

林野庁作成資料

	国	都道府県	市町村
森林計画等	全国森林計画の作成	地域森林計画の作成 計画対象森林の開発の許可	市町村森林整備計画の作成（市町村の森林関連施策の方向や森林所有者等が行う伐採・造林の規範（間伐の標準的な方法、間伐の基準等）等を記載）
森林所有者の情報等に関すること			<u>新たに所有者となった旨の届出の受理</u> <u>林地台帳の作成</u>
森林経営に関すること	基本的な事項	木材搬出のための使用権設定の協議が不調の場合の裁定	森林経営計画の認定 森林経営の受委託に必要な情報提供・助言・あっせん <u>伐採・伐採後の造林計画の届出の受理</u> 、変更命令等 施業に関する測量等のための立入調査の許可
	適正な管理が行われない場合の対応	右記協議が不調の場合の調停等	市町村森林計画達成のための施業の勧告 要間伐森林における間伐等の実施勧告 権利移転等の協議勧告
	森林経営の支援	林業普及指導事業への交付金の交付 都道府県が造林等を補助する場合の補助	林業普及指導員の設置（林業者等への技術・知識の普及） ※森林所有者や森林組合等への補助金の交付 等
保安施設	保安施設事業（治山事業）への補助等	保安林の指定・解除（重要流域以外） 保安施設事業の実施	
市町村の支援	必要な助言その他の援助	林業普及指導員の設置（市町村から要請のあった協力の実施）	知事又は森林管理局長への技術的援助その他の協力要請

➡ 現行法令においては、**私有林における適切な管理の推進について、市町村長に一般的な責務あり**。国・県は、技術面等から市町村をバックアップするとともに、森林経営の支援、保安林に係る業務等を実施。

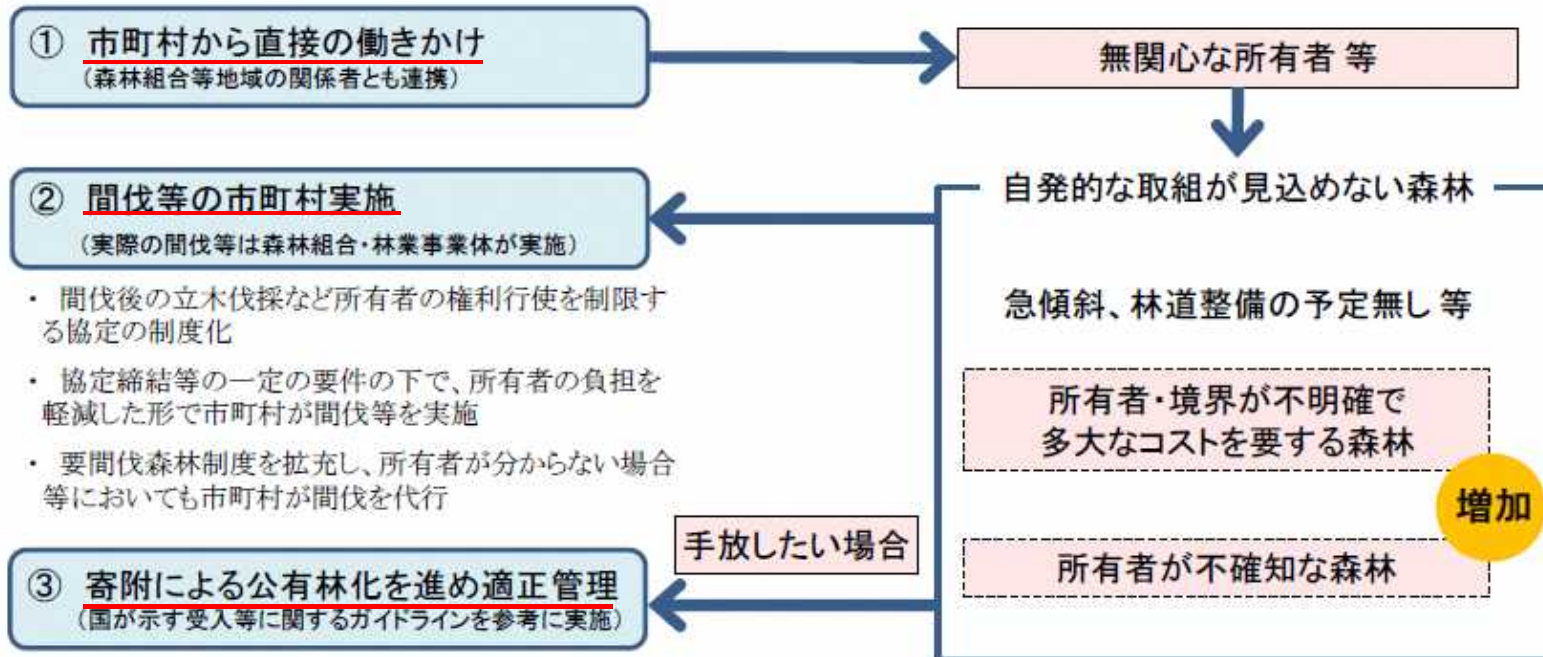
- 国の森林環境税（仮称）において、市町村から所有者に対する直接の働きかけにより、間伐等の代行や寄付による公有林化を可能とする仕組みが検討されているところ

資料：第2回国検討会資料（森林吸収源対策税制に関する検討会）

2-4. 新たな森林整備の方向性（市町村主体の新たな仕組みの検討）

- 公益的機能の発揮が求められながら、自然的・社会的条件が不利であることにより、現行の施策では放置されている森林について、市町村が主体となって新たに整備・管理する取組を推進。
- また、このような市町村主体の森林整備によって、地元の林業事業者などの担い手が継続的かつ安定的に間伐等の作業を実施できるようになれば、地域の雇用安定にもつながる。

■ 市町村主体の森林整備



■ 市町村への支援体制の整備

④ 地域における民間の林業技術者の積極的な活用等による支援体制の整備

- ・ 林業技術者の嘱託職員等としての雇用、既存の法人への業務の一部の委託を想定し、条件整備（技術者の登録・研修）